

2009 年度秋季研究集会
「憲法と平和」分科会

2009 年 11 月 29 日 於・立命館大学衣笠キャンパス

報告：河上暁弘（広島市大広島平和研究所）「市民自治型平和保障の課題」

報告：麻生多聞（鳴門教育大）「平和的生存権論の現代的展開」

司会：若尾典子（佛教大）

今回の「憲法と平和」分科会は、特に全体テーマを定めずに、平和主義に関してすぐれた研究をしている若手憲法研究者 2 名（河上氏、麻生氏）による報告とした。司会は、ジェンダーの観点から暴力と平和の問題に取り組んでいる若尾氏にお願いした。なお今回から、これら 3 名に、分科会代表者の君島を加えた 4 名が、「憲法と平和」分科会の運営グループを構成することになった。

まず河上氏の報告は次のようなものであった。

これまで、平和・安全保障問題を考える視点は、つねに、国家中心、中央集権的なものであったが、河上報告は、「国家・中央政府の軍事力による安全保障」から「市民・自治体による平和保障」への転換を試みる際の論点を検証するものである。その際、3つの論点がある。

第1は、平和を実現する<主体>の問題である。すなわち、平和を実現するのは「国家・中央政府」のみか、それとも「市民・自治体等の多元的主体」かということである。今や、政府活動は、外交・安全保障問題も含めて、中央政府が自己完結的に独占できる時代ではない。市民も自治体も平和保障を行う主体であり、中央政府はそれを補完し、国際機構はさらにそれを補完ないし調整するという役割分担が望ましい（「補完性の原則」）。

第2の論点は、平和保障の<手段>である。その争点は「軍事力による安全保障」か、あくまでも「非軍事手段による安全保障にこだわる」のかである。ここで問われるべき問題は、究極の防衛目標は「国家」か「国民」かという点である。また、日本の安全保障環境を考えた場合、軍事力による防衛論には、致命的な欠陥がある。日本は、1億3千万近くの人々が住む過密状況の下、住宅が密集し、また 50 基以上の原子力発電所がある。さらに、「都市型社会」の今日、東京など巨大都市の機能は、電力、食糧、石油等の供給ルートが断たれたら、完全に麻痺する。防衛論は、こうした現実を踏まえ、冷静に行われるべきである。

第3の論点は、平和保障の<目的ないし対象>である。すなわち、「国家」を守る「有事法制」か、民衆のいのちとくらしを守ることを優先する「平和的生存権保障体制」か、である。有事法制は、「いかにして戦争をするか」という観点から、軍事行動のために市民の自由・人権を制限することをその最大の目的とする。これに対して、憲法が目指す平和保障のあり方は、「平和を愛する諸国民」の「信頼」のネットワークを構築して「われら」＝国民 (people)の安全と生存、そして「全世界の国民」の平和的生存権の保障を目指すというものである。

このように、「市民自治型平和保障」とは、国家それ自体よりも全世界の市民のいのちとくらしを最優先するものであり、その上で、まずは自治体レベルからの保障を目指し、さらには国境を超えた国際協力と紛争解決、戦争防止のための方策を、非軍事手段に徹して行うという<新しい>発想に基づくものなのである。

次に麻生氏の報告は次のようなものであった。

憲法訴訟を通じて平和的生存権の運用を図ろうとする従来の平和的生存権論は、「議会に対する立憲主義または法律に対する人権保障」の意義を重視するものであるが、これに対し、「議会による立憲主義または法律による人権保障」の意義を重視する形で平和的生存権の運用を図ろうとする平和的生存権論として、「憲法上の平和的生存権」論がありうる。本報告は、ロバート・ダールによる「関係論的権力観」（権力関係が公権力による統治者と非対称的な被治者による支配・被支配関係という枠組により捉えられるべきではなく、量的な圧力交差と均衡の力学として捉えられるべきことを説く議論）に依拠しながら、「議会外の密室で公権力への規定力の多くが形成される現代民主社会」における非武装平和主義としての憲法 9 条護憲の戦略を模索することを課題とするものである。「平和の理念は絶対的なものでありえても、平和の技術としての実定法解釈および実定法評価は、絶対的でなく相対的な思考の上に根拠づけられるべき性質のものである」という見解や、これを踏まえて「相対化の時代」における憲法 9 条の原理的

考察の必要性を説く見解が最近では有力であることを踏まえ、「自衛隊や日米安保を違憲とする徹底的な非武装平和主義」という安全保障政策が国民の間で広い支持を得ているとは必ずしも言いがたい現状を前提として、立憲平和主義のあるべき方向性につき検討することが目指された。

以上のように河上氏と麻生氏の2つの報告は、9条を政治的意思としてどのように具体化していくのか、という課題に対し、護憲運動と自治体という二つのレベルで対応することの可能性・重要性を提起した。したがって討論も、9条の掲げる平和主義が、日本および世界で支持されるようになるには、いかなる課題があるのか、という点に集中した。この議論の前提には、世論として9条改正論が相当に強く、説得が困難になってきているのではないかと、いう現状への危機感がある。あらためて古典的課題ではあるが「軍事力による平和の確保」という論理にはらまれる問題を明らかにする必要性が議論された。例えば、環境問題から軍事力を問題にする視点が重要である。あるいは農薬を問題にするとき農毒というように、言葉の力を利用する発想が必要である。また非暴力抵抗・無防備地域論・国際法における自衛権論の再検討などが提起された。最後に普天間基地問題を抱える沖縄から、普天間基地撤去・辺野古基地建設反対の世論が急速に形成されていることが伝えられた。この平和運動の広がりや、在沖米軍基地反対に規範的意味があり、それゆえ政治的に説得力をもつからではない。また、沖縄県という自治体レベルで平和外交への取組みが進展しているためでもない。沖縄で展開している平和主義への世論の高い支持は、なにより「痛みを共有」にある。従来政治は、「利益を共有」によって形成されている。これでは平和主義が政治的意志となる可能性はない。どのように「痛みを共有」をつくり出すのが、政治課題である。この沖縄からの問題提起にこたえることが、今後の分科会の課題の1つとなることが確認された。

(君島東彦)